



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

目次

〔省 令〕

○動物用医薬品及び医薬品の使用の規
制に関する省令の一部を改正する省
令(農林水産五二)

〔告 示〕

○国債の発行等に関する省令第五条第
十一項の規定に基づき発行した利付
国債の発行条件等を告示
(財務二一八〇二二五)

○個人向け国債の発行等に関する省令
第四条第十四項の規定に基づき発行
した個人向け国債の発行条件等を告
示(同二二六〇二二八)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

一六
一九

省 令

○農林水産省令第五十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十
五号)第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の
一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月八日

農林水産大臣 齋藤 健

